

令和 7 年 9 月 5 日
北海道電力健康保険組合

令和 7 年度 扶養家族の状況確認調査および住所確認の実施要領

日頃から健康保険組合の事業につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、扶養家族認定の適正化につきましては、厚生労働省の指導に則り「扶養家族の状況確認調査」を毎年実施しており、今年度も下記のとおり実施いたします。

本調査は、公平・公正な扶養家族の認定および保険給付の適正化に資するものです。

併せて、加入者（被保険者・被扶養者）の住所情報は、各種保健事業（機関誌・受診券・各種啓発通知等の送付）にも活用させていただくことから、正確な住所情報を記入いただくようご協力をお願いいたします。

記

1. 調査対象者

- 状況確認調査…令和 7 年 8 月 1 日時点在籍の生年月日が平成 18 年 4 月 1 日以前の被扶養者
- 住所確認…被保険者および調査票に印字されている被扶養者

扶養家族がいない被保険者につきましては住所確認のみさせていただきます。

※令和 7 年 8 月 8 日以降に減少手続きを行った被扶養者も調査対象として印字されていますので、備考欄に「減少手続済」とご記入ください。

2. 調査内容

扶養家族の令和 6 年分および令和 7 年分（見込み）の収入および本人と扶養家族の住所についてご申告願います。状況に応じて源泉徴収票や在学証明書等の添付書類(写)の提出、調査票に印字された住所の訂正が必要となります。（調査票の備考欄に「添付書類不要」の印字がある被扶養者は、状況確認調査対象外のため添付書類の提出は不要です。住所確認のみお願いいたします。）

詳細については出向元より転送されましたメール、および健保 H P (<https://hokuden-kenpo.or.jp>) の「調査票記入例」「添付書類フロー」をご参照願います。

3. 調査票提出

必要事項をご記入のうえ、添付書類とあわせて、郵送またはチャーターでのご提出をお願いいたします。

4. 調査票提出締切日

令和 7 年 10 月 8 日（水） 健康保険組合必着

5. 住所確認について

被保険者および、調査票に印字されているすべての被扶養者の住所をご確認ください。

住所欄は被保険者・被扶養者ともに現在健康保険組合に登録されている住所が印字されていますので、内容に相違がある場合は**朱書で訂正**願います。（住民票上、部屋番号を登録していないが調査票に印字されている場合でも、健保からの郵送物送付の際に使用する住所となりますので部屋番号の削除は不要です。）

※被保険者および被扶養者の住所が変更になった場合は、健康保険組合への届出が都度必要です。健保 H P から住所変更届をダウンロードのうえご提出願います。（今回調査票にて修正いただいた内容については変更届の提出は不要です。）

6. 留意事項と令和6年度状況確認調査結果について

(1) 収入について

収入額が扶養限度額の130万円以上（60歳以上の方および障害年金を受給している方は180万円以上）となる場合は扶養に入れませんので減少届の提出が必要になります。

収入の種類	注 意 点
給与収入	健康保険では非課税通勤費も収入に含みます。 雇用保険料等は控除せず、控除前の総支給額を収入とします。 短期間の勤務でも月額10万8,334円以上の雇用契約を結んでいる場合は減少手続きが必要となります。
失業保険	受給した金額全てを収入とします。失業保険の日額が3,612円以上の場合は、受給期間中扶養に入ることとは出来ません。
年金収入	遺族年金、障害年金も収入となります。
他 収 入	事業収入、不動産収入、株等の配当、傷病手当金、育児休業給付金も収入となります。

※上記以外でも収入となるものがあります。詳細につきましては健康保険組合までご確認ください。

(2) 減少手続きもれのケースについて

- * 給与収入があり、源泉徴収票の総支給額は130万円未満であったが、給与明細を確認したところ非課税通勤費の支給があった。通勤費を合算すると収入が130万円を超過した。
- * 就職して他の健康保険の資格を有しているにも関わらず、減少届の提出がされていなかった。
(雇用期間が短期間であっても減少手続きが必要です。)
- * 別居している扶養家族へ送金していなかった。または送金額が扶養家族の収入より少なかった。
(送金額が扶養家族の収入を下回る場合は「被保険者≠主たる生計維持者」となり、扶養と認められません。)

(3) 資格喪失後に保険証を使用した場合

当健康保険組合の資格を喪失したにも関わらず病院で受診した場合は、医療費の遡及精算をさせていただきます。減少届提出もれが判明した場合は、事由発生日に遡って減少となり、それ以降の受診が精算の対象となりますのでご注意ください。また、被扶養者の方がすでに退職されている場合でも、資格取得日に遡って減少となり精算が発生します。

(4) 参考（令和6年度調査結果件数）

調査対象者（被保険者）	5,901名	調査・指摘等により減少手続き	
（被扶養者）	3,396名	医療費負担の精算を行った者	10名

～提出先および問い合わせ先～

〒060-0042 札幌市中央区大通西3丁目11番地 北洋ビル10階
北海道電力健康保険組合

担当：南、森、松尾（専用回線：80-2589）／（NTT：011-251-4237）

Mail：h-kenpo@hepc.co.jp